

議案第 69 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

記

1 放棄する債権の内容

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者ごとの放棄する当該貸付金の額

債務者 K	330,000 円
債務者 L	196,000 円

3 放棄の理由

債務者 K 及び L	民法第 167 条第 1 項による時効期間 10 年が満了したため。
------------	------------------------------------

理 由

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金について、民法第167条第1項による時効期間10年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。